

## 平成 3 0 年度からの行政評価委員会の運営体制について

## 1 運営体制及び東日本大震災の発生以降の評価制度の運用状況

宮城県の行政評価制度においては、県がその行政活動について自ら行う評価に関して調査審議するため、宮城県行政評価委員会が設置されており、調査審議する事項に応じて、3つの部会（政策評価部会、大規模事業評価部会、公共事業評価部会）が設けられている。

一方、東日本大震災の発生に伴い一部の評価・報告を休止している。休止している評価等については、宮城県震災復興計画の終了後の平成 3 3 年度からの再開に向け、未処理となった案件の取扱い及び再開時における評価等の在り方について、今後検討を行うこととしている。

評価の別	東日本大震災発生以降の状況
政策評価・施策評価	平成 2 3 年度は評価休止。平成 2 4 年度から評価再開
大規模事業評価	評価は実施。完了報告は休止
公共事業再評価	再評価・報告ともに原則として休止
事業箇所評価	休止

※事業箇所評価は、内部管理の効率性向上を目的としたものであり、部会は設置されていない。

## 2 平成 3 0 年度からの運営体制

政策評価部会は、これまでの体制を継続する。

大規模事業評価部会及び公共事業評価部会については、平成 2 7 年度から、1人の委員（部会委員）を両部会の部会委員として任命していたが、平成 3 0 年度からは、併任は行わず、部会ごとにそれぞれ委員を任命する従来の形に改める。

	今後の運営体制	これまでの運営体制	備考
行政評価委員会	7 名	7 名	
政策評価部会	9 名	9 名	
大規模事業評価部会	7 名	11 名	1 人の委員を 2 つの部会委員として任命
公共事業評価部会	7 名		
委員・部会委員の総数	24 名	21 名	